

徳島県告示第三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

株式会社N スタイル	名称	主たる事務所の 所在地		指定に係る 事業所の名称	旧	新	指定に係る事業所の所在地	事業の種類	変更年月日
徳島市大谷町吉里 松二六		徳島市大谷町吉里 松二六		福祉用具貸与オア シス	徳島市勝占町中須五 二一	徳島市大谷町吉里松 二六		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸 与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用 具販売	令和五年十一月一日